

人権啓発センターだより


じんけん

啓発紙 2023年

通巻 80号

Love is all

人が人を 想うチカラは強い



わたしがあなたを愛したら
あなたがわたしを愛したら
人権問題の壁なんてなくなると思う
人が人を 想うチカラは強い

静岡県人権週間 12月4日～12月10日
静岡県人権相談ダイヤル 054-221-3330 静岡県人権相談センター 0570-003-110 女性の人数 110部

静岡県人権啓発センター 静岡県社会福祉協議会静岡県人権啓発センター
〒420-0836 静岡県静岡市葵区山崎1-1-10 静岡県社会福祉協議会 1階 Tel. 054-221-3330 Fax 054-221-1948
ホームページはこちら
お問い合わせ 054-221-3330

12月4日から10日は「人権週間」です。毎年、この時期を中心に全国各地で様々な啓発イベントが開催されます。

今年、静岡県では、12月12日に磐田市民文化会館「かたりあ」にて『ふじのくに人権フェスティバル』の開催を、12月8日から21日には『企業と人権セミナー』のオンライン配信を行います。

また、“Love is all”というシンプルな言葉を合い言葉に、人の気持ちが温かくなり、優しい気持ちで人権について考えるきっかけとなるような広報を、テレビCMやインターネット広告、ポスター掲示などを通じて、展開していきます。特設サイトも開設しますので、皆様、是非御覧ください。

静岡県 人権週間

検索

もくじ

- P 2～4 「人権啓発指導者養成講座」を開催しました
- P 5 「子どもと大人の温かい絆づくりセミナー」（第1回、第2回）
- P 6 今後のイベント予定
「ふじのくに人権フェスティバル」、「企業と人権セミナー」



静岡県
(静岡県人権啓発センター)

人権啓発指導者養成講座を開催しました

【配信期間】令和5年8月8日（火）～21日（月）

【講義1】 人権総論

『宗教について』

根本 猛 氏（静岡県人権啓発センター長）

日本では日本国憲法により宗教の自由が保障されている。怪しいと感じられる宗教であっても、日本やアメリカで禁止されたり、規制されたりしないのは、仏教、キリスト教などの伝統宗教も、かつては怪しい宗教と見られ、弾圧された歴史があることへの反省からである。また、心の善悪の問題に、政府や警察が立ち入るのは問題だと考えられるからでもある。一方、フランスではカルト規制法によって、信仰や教義でなく「行為」に注目し、マインドコントロール状態での自殺教唆や詐欺などの人権侵害を取り締まり、解散命令を出すことができる仕組みがある。

宗教には負の側面もあるが、信仰に救われた人は多くいる。だからこそ、多くの国の憲法で宗教の自由を保護している。憲法学者の芦部信喜氏が述べているように「近代の自由主義は、中世の宗教的な圧迫に対する抵抗から生まれ、その後血ぬられた殉教の歴史を経て成立した」ことを忘れてはならない。

【講義2】 インターネット上の人権侵害等

『違法・有害情報における課題と関係者の対策』

石原 友信 氏（違法・有害情報相談センター センター長）

総務省の調査によると、過去1年間にSNS等を利用した人の1割弱が「他人を傷つけるような投稿」の被害に遭っている。表現の自由は重要な権利であるが、他人の権利と相互にぶつかり合うことを調整する工夫が必要となる。プロバイダ責任制限法はプロバイダの責任範囲を明確化し、「被害者救済」と発信者の「表現の自由」のバランスに配慮しつつ、削除等の適切な対応を促している。昨年改正により、事案の柔軟かつ迅速な解決のための裁判所における一体的な手続きが可能となった。また、法の円滑な運用のために業界団体等は、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成している。

インターネット上の誹謗中傷などの被害に遭った場合は、「違法・有害情報相談センター」「みんなの人権110番」「誹謗中傷ホットライン」等の専門の相談窓口を活用したい。対応に関する助言や情報提供を受けることができる。

【講義3】 男女共同参画

『男女共同参画・ジェンダー平等と人権』

犬塚 協太 氏（静岡県立大学国際関係学部 教授）

男女共同参画・ジェンダー平等社会とは、性的マイノリティを含む全ての人が性別に縛られず、共に社会のあらゆる場面で、個性や能力をフルに発揮して、意思決定まで含めて活躍できる社会である。現代の日本は、性別役割分業（男は仕事、女は家庭）という典型的なジェンダー観が支配する社会である。この性別役割分業は高度経済成長期に、経済の「成長」を大前提として成立した。

しかし、近年、日本経済は低迷し、人口減少、少子高齢化、コロナ禍など、社会は激しく変化し、人権に関わる様々な問題が深刻化している。また、ジェンダー平等について、日本は政治面、経済面などで国際社会から大きく遅れをとっている。さらに、男性の子育て世代の意識が「家庭優先」に変わってきているにもかかわらず、現実には仕事偏重にならざるを得ない社会的状況にある。

これらの問題を解決するために、ジェンダー平等社会の実現は喫緊の最重要課題であり、多様性を尊重し、公正で、包摂な社会を創るため、私たち一人ひとりが、意識を変え、声を上げ、行動していく必要がある。

【講義 4】 同和問題

『普遍的人権の課題としての部落問題 ～近代の歴史を振り返りながら～』
黒川 みどり 氏（静岡大学教育学部 教授）

1871年の「解放令」により被差別部落民は存在しないはずになったが、部落差別はその後にも存在し続けた。人種主義や政府による部落差別の利用などがあったからである。1922年に水平社が創立され、「誇り」を掲げ、身分的差別撤廃と全ての人の平等を目指す運動が進められた。そして、1969年に同和对策事業特別措置法が成立し、同和对策事業が進められ、1975年の「部落地名総監」事件を機に就職差別が軽減するなどして、格差は縮小された。

しかし、最近の人権意識調査等ではいまだに結婚差別が存在していることや同和問題が不可視化していることなどの課題が見られる。歴史を振り返りながら、部落問題を普遍的な人権課題として捉え、なぜ「解放令」後も部落差別は存在し、同和对策事業が実施されなければならなかったかなどの歴史を理解していくことが大切である。

【講義 5】 子どもの人権

『事件事故・災害時における子どもの心のケア』

小林 朋子 氏（静岡大学教育学部 教授）

大きな災害や事件・事故にあうと、私たちは様々なストレスにさらされる。ストレス反応は、いつもと違うショックを受けた時の自然な反応である。安全で安心できる生活を続けているうちに、徐々に収まっていく。しかし、反応の表れ方は人や年代によって違うので、それぞれの特徴を捉えて対応することが必要となる。

ストレス反応が収まるポイントは「安心・安全感」「まわりの人との心の絆」「気持ちを表す」である。ゆったりと子どもの話を聴いたり、気持ちをくみ取った言葉がけをしたりすることで、子どもは安心感を得て、素直な気持ちを表すことができるようになる。そして、生活のリズムを整えたり、リラックスできることをしたりして、子どもが自分でできることを続けていく環境を作っていきたい。



【講義 6】

『アンガーマネジメント ～より良い人間関係を築くために～』

佐藤 恵子 氏（一般社団法人アンガーマネジメントジャパン 代表理事）

アンガーマネジメントとは、自分の怒りの感情に気付き、その感情を弱め、怒りの感情を引き起こす自分の「考え方」を変えていくことで、感情をコントロールし、適切なコミュニケーションや問題解決・課題解決をしながら、より良い人間関係を築く方法である。

アンガーマネジメントでは、日頃から自分の感情や行動に意識を向け、「考え方のくせ（認知傾向）」や行動傾向を知り、客観的な視点を持つことが重要である。怒りの感情が湧いた時は、まず、ストレスマネジメントのスキルで心身を落ち着かせる。その上でイライラする出来事に対して視野を広げたり、視点を変えたりすることで考え方のくせが変わり、イライラすることも少なくなる。そして、「傾聴」と「アサーティブコミュニケーション」を通し、自他を尊重し、問題解決に向けた対話をしながら、より良い人間関係を築いていきたい。

【講座7】 発達障害

『発達凸凹、発達障害の特性を活かすには ～当事者の立場から～』

広野 ゆい 氏 (NPO 法人 DDAC (発達障害をもつ大人の会) 代表)

発達障害には、注意欠如・多動症 (ADHD)、自閉スペクトラム症 (ASD)、学習障害 (LD) があり、それらを併せもつ場合もある。特性に合った支援や理解を得られず大人になり、二次障害が生まれ社会生活をより難しくしている。支援者には、先入観なくそのままを受け入れ、見方、聞こえ方、感じ方が違うことを理解し、気持ちを分かち合いたい。DDAC ではセルフヘルプグループを行っている。これは当事者本人たちによる自己回復・自己受容の場で、自主的に集まり主体的に活動している。孤独感・不安感からの脱却、対等な立場からの支援が得られ、ありのままのままでよい場所となっている。発達凸凹+適応障害=発達障害となる。「合理的配慮」とは、その人が能力を発揮できる環境を作ることであり、だれもが生き生きと働ける環境を作ることによって能力は発揮される。



【講座8】 ヤングケアラー

『家族をケアする子どもたちがいます～ヤングケアラーの実態と必要な支援』

堀越 栄子 氏 (日本女子大学名誉教授 一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事)

ヤングケアラーとは、「家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども」のことである。ケアを必要としている人は増えているのに、家族内でケアする人は限られ、誰もがケアラーになる可能性がある。「自分の時間や勉強の時間が取れない」など、ケアのためにやりたくてもできないことがある。しかし、アンケートでは「特にない」と答えた子どもも多い。本人に自覚がなく、見過ごされていることが考えられる。ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすい。家族一人一人を支援する視点が大切となる。また、子どもの声をよく聴き、抱えている問題や支援のニーズを子どもと一緒に考え、解決していくことが望まれる。ライフチャンスに平等を持ち、潜在能力を最大限開花できるようにしたい。

【講座9】

『社会的排除と人権～ケアの畑に種を蒔く～』

元島 生 氏 (NPO 法人場作りネット副理事長)

制度や家庭、共同体から排除され生活困窮を抱えている人たちは、無縁化社会の中で孤立し、社会的排除が進行している。場作りネットでは、場作り、出会い直しを通して社会的包摂を実現していく活動に取り組んでいる。「よりよいホットライン」は、24時間365日フリーダイヤルなんでも相談・伴走支援で、年間10万件の相談に対応している。相談者は解決の主体者であり、支援者は共に困難や社会を生きる協働者である。問題を抱えているその人に関わり、敬意をもって一緒に考えていく対話の時間が力になる。「やどかりハウス」は、長野県上田市の民間文化施設と場作りネットが協働で運営する宿で、気軽に安く泊まれ、日常を離れて休息したり、人と話したり、相談もできる居場所である。それを見守る人や地域がそこにあり、街ぐるみのケアも引き出されていく。街を社会的インフラ化し耕していき、ケアの畑に種を蒔いていきたい。

令和5年度第1回子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 8月7日（月） 静岡県総合社会福祉会館

増田 実菜 氏（(合同会社)キョウイクデザイン 教育アドバイザー）



遊びを通しての総合的な指導により、子どもに「知識・技能の基礎」「思考力・判断力・表現力などの基礎」「学びに向かう力・人間性等」を育みたい。そのために「幼児期の終わりまでに育てほしい姿」を共有する必要がある。例えば、「思考力の芽生え」として目指す姿には、「友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自分の考えをよりよいものにするようになること」が含まれる。これは本日の実践ワークで、参加者の皆さんがグループ内での伝え合いを通して、相手の良いところを取り入れ、よりよい良いものを創ろうとしていた姿につながる。相手を尊重し、お互いに認め合う人間関係は全ての基礎になる。

指導では、集団内での子どもたちの個人差に配慮したい。クラス単位の活動の中でも、一人ひとりの感じ方、とらえ方の違いは大きい。保育者が受容しようとする姿勢は安心を生み、共感・信頼を育てる。子どもの「多様性」を認め、子どもの自由な発想や気づきが、彼らの「原風景」となり、環境の心地よさを感じながら発達していく土壌を作ることが大切である。

令和5年度第2回子どもと大人の温かい絆づくりセミナー 9月13日（水）～9月26日（火） 配信

子どもの人権を守る保育のために ～保育者のためのコミュニケーション法～
野村 恵里 氏（colorful communications 感情保育学研修所代表）



人権保育は、「差別されない」「意見を表し参加できる」「最善の利益が保証される」「命を守られ成長できる」環境によって成り立つ。感情保育には、保育者自身の気持ちに気付くこと、その気持ちに至った理由を理解し言葉にできること、他者の気持ちに気づき理解し、受け入れようとするのが求められる。これは、人権保育のためだけでなく、保育者のメンタルケアにも役立っている。自分の価値観と他人の価値観は違うし、同じ価値観でも程度は人それぞれである。「理想の状態」と「マイナスな感情」が多ければ多いほど感情のコントロールが難しく、イライラしやすい。自分の許容範囲を広げ、相手の「理想の状態」を考えられるようにすることで、対策を練ることができる。感情語を増やし、多面的な見方をし、マイナスな感情を減らし、行動ではなく感情に注目する努力をしていくことが大切である。

また、具体的な表現で伝えたり、怒り方を変えたりするなど、上手な伝え方（怒り方）をしていくとよい。「事実」と「思い込み・決めつけ」の仕分けをして誤解を回避し、次は気を付けようと意識して行動することも有効であると考えられる。

今後のイベント予定

ふじのくに 人権フェスティバル

令和5年 12月 12日（火） 開場：13時 開演：13時30分
磐田市民文化会館「かたりあ」ホール

第Ⅰ部 式典・表彰式

- ・第42回全国中学生人権作文コンテスト
静岡県大会入賞作品表彰式
- ・ふじのくに人権宣言唱和

第Ⅱ部 講演会

みんながつくる みんなの学校
～いつもいっしょがあたりまえ～

講師 きむら やすこ 木村 泰子 氏（大阪市立大空小学校 初代校長）

* 入場には事前申込が必要です。

* プログラム等については、都合により変更する場合があります。



<申込>



【12月5日まで】

企業と人権セミナー

メンタルヘルスの基礎知識と不調対応から予防まで
～貴重な社員を減らさない・健康で永く働いてもらう
ために～

講師 もりた ひろし 守田 浩 氏

（一般社団法人産業メンタルヘルス協会 代表理事/
医療法人ひつじクリニック（精神科・心療内科）公認心理師）

アーカイブ配信：

事前収録したセミナーを期間限定でYouTubeに公開します。
聴講にはURLが必要ですので、事前にお申し込みください。

配信期間：令和5年 12月 8日（金） 9時から
12月 21日（木） 16時まで

<申込>



【12月4日まで】

令和5年 12月発行

（令和5年度法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページはこちら ▶

静岡県人権啓発 検索

